

# 関東学院大学ハラスメント防止委員会規程

(2008年6月26日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学ハラスメント防止規程（以下「防止規程」という。）第4条に基づき、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。この場合において、委員の選出に当たっては、男性又は女性のいずれかが構成委員の3分の2以上を占めることのないように配慮するものとする。

- (1) 国際文化学部又は社会学部から選出された教員 1名
- (2) 経済学部、経営学部及び法学部から選出された教員 各1名
- (3) 理工学部又は建築・環境学部から選出された教員 2名
- (4) 人間共生学部、栄養学部、教育学部又は看護学部から選出された教員 1名
- (5) 大学院研究科委員長会議から選出された教員 1名
- (6) カウンセリングセンター長
- (7) 職員 4名
- (8) 学長が推薦する外部有識者 1名
- (9) その他、学長の指名する者 若干名

2 防止委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学長が指名した者をもって充て、副委員長は委員の中から互選する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長がこれに当たる。

4 防止委員会は構成委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は構成委員の過半数をもって議決する。

5 委員長は、必要あるときは、防止委員会の審議経過を学長に報告し、学長と協議しなければならない。

6 防止委員会は、必要あるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

7 防止委員会は、必要あるときは、学外の専門家の意見を徴することができる。

8 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。この場合において、委員に欠員が生じたときは、速やかに補充するものとし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の除斥)

第3条 防止委員会の委員は、次に掲げる場合には、当該ハラスメント問題の事案について、委員から除斥される。

- (1) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、ハラスメント問題の申立人又は被申立人であるとき。
- (2) 委員がハラスメント問題の当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。
- (3) 委員がハラスメント問題の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

2 防止委員会は、前項各号に定めるもののほか、必要があると認める場合は、当該委員の除斥を決定することができる。

(審議事項)

第4条 防止委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議する。

- (1) ハラスメント防止についての研修及び啓発に関すること。
- (2) ハラスメント問題の申立てに関すること。
- (3) ハラスメント相談員の研修に関すること。
- (4) その他、ハラスメント防止に関すること。

(申立てへの対応)

第5条 ハラスメント問題についての申立てが必要な要件を満たしている場合には、防止委員会は、遅滞なくこれを受理して手続を開始する。

2 前項に定める受理の判断にあたり、防止委員会は、必要に応じて申立人へ補充資料の要求又は事

情を聴取することができる。

- 3 第1項において受理された申立てについて、防止委員会は、遅滞なく被申立人に申立てがあったことを通知し、申立人及び被申立人（以下「当事者」という。）の一方又は双方から事情を聴取する。
- 4 申立てがなされた時点又は調停若しくは調査の途中であっても、ハラスメントの疑いのある言動が継続し、緊急性があると認められる場合は、防止委員会は、申立てに係る行為をやめるよう勧告することができる。
- 5 防止委員会は、第1項の手続の結果（調停における合意が成立した場合で、本学として必要な対応をとる必要があると認めるときはその旨）を、速やかに学長に報告しなければならない。
- 6 防止委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申立ての不受理を決定することができる。
  - （1）過去に行われた申立て（防止規程第7条第1項の規定により申立てが取り下げられたものを除く。）に係る事実関係と同一の事実関係を基礎としているとき。
  - （2）申立ての趣旨が、防止委員会の職務の範囲を超えているとき。
  - （3）前各号に掲げるもののほか、防止委員会が不受理とすることが相当と認めるとき。（被申立人に対する通知）

第6条 防止委員会は、防止規程第6条第1項第1号に定める通知の申立てが事案の解決及び将来の防止のために適当であると判断した場合には、被申立人に対して申立人の苦情等を通知する。

（調停手続）

第7条 防止規程第6条第1項第2号の規定に基づき調停の申立てがあった場合で、被申立人から指定の期限までに応諾する旨の回答があったときは、防止委員会はハラスメント調停委員会（以下「調停委員会」という。）を設置する。

- 2 調停委員会の構成員は、被申立人と同一の学部、機関又は課等（以下「学部等」という。）に属さない防止委員会委員3名をもって構成する。この場合において、1名を防止委員会の委員長又は副委員長とする。ただし、防止委員会の委員長及び副委員長がいずれも申立人又は被申立人と同一の学部等に所属する場合はこの限りではない。
- 3 調停委員会に委員長を置き、防止委員会の委員長又は副委員長をもって充てる。ただし、前項ただし書の場合は、委員により互選する。
- 4 調停委員会の委員長は、調停の進行を統括する。
- 5 当事者は、調停委員会の委員の立会いのもとに話し合いを行う。この場合において、それぞれ1名の補佐人を同席させることができる。
- 6 調停は、次の各号に定める場合に終了する。
  - （1）当事者間の合意が成立し、合意書が作成されたとき。
  - （2）当事者間に紛争解決のための合意が成立する見込みがないと調停委員会が判断したとき。
  - （3）当事者の言動により調停の進行が困難であると調停委員会が判断したとき。
  - （4）申立人が調停を取り下げたとき。
- 7 調停が終了した場合は、調停委員会は、直ちに防止委員会に経過及び結果を文書により報告する。
- 8 第6項第2号から第4号までの事由により調停が終了した場合は、調停委員会は、直ちに当事者にその旨を通知する。この場合において、申立人は、通知を受けた日の翌日から30日以内に限り、調停を申し立てた事項について、調査及びこれに基づくハラスメント認定の申立てを行うことができる。
- 9 当事者間の合意が成立した場合は、調停委員会が合意書を作成した上で、当事者及び調停委員が署名及び押印し、当事者と調停委員会はこれを保管するものとする。
- 10 被申立人から応諾しない旨の回答があったとき、第5条第1項に定められた手続は終了し、防止委員会は申立人に対しその旨を通知する。
- 11 申立人は、前項の通知を受けた日の翌日から30日以内に限り、調停を申し立てた事項について調査及びこれに基づくハラスメント認定の申立てを行うことができる。

（調査手続）

第8条 防止規程第6条第1項第3号の規定に基づき調査及びこれに基づくハラスメント認定の申立ての場合は、防止委員会は、当該申立てに係る調査のために、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 前項の規定にかかわらず、被害の程度が重大である可能性が高く、本学としての対応が必要と判

断した場合は、防止委員会は調査委員会を設置することができる。この場合においては、原則として、被害を受けていると推認される者の同意を要する。

- 3 調査委員会の構成員は、防止委員会の委員長が防止委員会の委員（申立人又は被申立人と同一の学部等に属する者を除く。）の中から指名する者若干名をもって構成する。
- 4 調査委員会に委員長を置き、委員により互選する。
- 5 調査委員会は、ハラスメント問題に係る事実を迅速に調査するため、相談員、申立人、被申立人、証人等から事情聴取を行う。
- 6 当事者並びに調査対象に当たる学部等及びその構成員は、円滑に調査が実施できるよう当該調査を行う者に対し協力し、正当な理由なくこれを拒否してはならない。
- 7 調査委員会は、調査結果について直ちに防止委員会に文書で報告するものとする。
- 8 防止委員会は、前項の当該報告内容を必要に応じて速やかに当事者に通知しなければならない。
- 9 第7項の調査結果は、学部等が何らかの措置をとるために必要であると判断される限り、防止委員会は当該学部等の要請に基づいて開示できるものとする。

（事務の所管）

第9条 防止委員会、調停委員会及び調査委員会（以下「防止委員会等」という。）の事務の所管は、大学経営課とする。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、防止委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2008年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、「関東学院大学セクシュアル・ハラスメント対策委員会規程」（平成11年12月16日付施行）は廃止する。

附 則

この規程は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年2月6日に改正し、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年3月1日に改正し、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年10月1日から改正施行する。